

ネットモール3社へのヒアリング項目

※当初経産省から提示したヒアリング項目に、検討会委員から聞きたいと提示された質問（太字）を追加したもの

1. ビジネスの実態

- ・インターネット販売の店舗数、販売製品数、売上市場規模（それぞれ単年の数ではなく推移（過去5年（又は10年））など
- ・**海外製品の販売についての実態**
 - －どの国（法制度やその執行が信頼に足る国なのか否かが問題意識）からどのような種類の製品（安全性が問題にある製品なのか否かが問題意識）が出品されているのか
 - －日本製品や日本の販売業者に対してどれだけの競争力を持っているのか（売上比率等）など

2. 各検討事項（論点）についての対応状況やご意見

①インターネット販売拡大を踏まえた事故報告やリコールの課題への対応について

○事故情報・リコールの把握と対応の現状について

- ・ネットモールで販売されている製品の事故情報の把握状況とそれへの対応状況
- ・**報告義務を製造業者が満たさないような場合、プラットフォームは販売事業者等、あるいは消費者の方から何かしからの情報がいく可能性があるが、どの程度このような重大事故を実際に把握できているのか**
- ・ネットモールで販売されている製品のリコールの際の対応状況

○事故対応の体制について

- ・**「疑わしい製品」を把握した場合の対応のスキームと出品者保護に関する法令との関係**
 - －ネットモールで販売されている「疑わしい製品」（例：重大製品事故を起こした出品者の類似の商品、ユーザーから通報があった商品）を把握した場合にどのように対応しているか
 - －出品の停止等の措置を講じる場合、出品事業者の保護(独禁法上の優越的地位の濫用防止や、取引透明化法が規定する「出品の停止・拒否の理由の開示」等)の点で配慮しているポイントがあるか
 - －対応にあたって、行政との役割分担や連携をしていることはあるか
- ・**事故報告を受ける体制**
 - －対応する人数
 - －メール受付 電話対応

ー 口コミ等の確認 など

- ・ 情報を把握した場合のその後の手順とそれぞれの場における検討事項
 - ー 内部伝達、行政への報告、消費者への広報
- ・ 「税関事務管理人」にどのような属性・規模のどのような自然人・法人がついているのか（信頼できる当事者がついているのかという問題意識）
- ・ 製品事故を知り得る当事者は誰か（ネットモールで買い物をして、その製品で事故が生じた際に、多くの消費者はネットモールのブランドを信頼している面もあり、ネットモールに相談する事例も多い（特に出品者が大手家電メーカーなどではない場合）と考えられるところ、第一回で「ネットモールは知ることができない」という趣旨の発言があったため、それがなぜなのか。逆に、把握することは難しいのかをお聞きしたい）

○ 販売事業者の登録における審査、登録後の連絡体制について

- ・ 自社のネットモールに登録する外国企業につき、日本での代表者の登録を義務付ける（代表者の登録がなければネットモール自体への登録を認めない）という方策を採用しているか。採用していない場合、そのような方策を採用することは可能か
- ・ 販売事業者らは特別商取引法に基づき、住所や電話番号を当然登録する義務を負っているが、事故を起こす製品を販売するような販売事業者がどの程度、正確な住所や電話番号を掲示し、消費者が当該販売事業者らと連絡を取れるような体制になっているのか

② ネット販売製品の違反对策について

- ・ 製品安全 4 法の違反品への対応状況（各社自主パトロールにおける違反品等発見による出品削除数（又は推移）など）や課題
- ・ 製品事故の未然防止等のための取組みと、出品者保護に関する他法令との関係
 - ー プラットフォーマー独自の基準で出品の停止や表示等の是正を求めることがあるか
 - ー その場合、出品事業者の保護（独禁法上の優越的地位の濫用防止や、取引透明化法が規定する「出品の停止・拒否の理由の開示」等）の点で配慮しているポイントがあるか
 - ー 対応にあたって、行政との役割分担や連携をしていることはあるか
- ・ 製品安全誓約（プレッジ）の取り組みについてのご意見
- ・ EU など諸外国の動きへのご意見、日本の規制のあり方へのご意見

以 上